

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年3月14日(金) 衆・法務委

円 より子 議員(国民)

2問 家庭裁判所調査官については、メンタル疾患による休職が増えているようであるが、働き方改革の観点から更なる増員と環境整備が必要ではないか、法務大臣に問う。

○ 裁判所における職場環境や体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えている。

○ 法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 家庭裁判所調査官のうち精神及び行動の障害による90日以上長期病休取得者数(直近5年)

- ・ 令和2年7月1日時点 3人
- ・ 令和3年4月1日時点 2人
- ・ 令和4年4月1日時点 4人
- ・ 令和5年4月1日時点 3人
- ・ 令和6年4月1日時点 12人

(参考2) 令和4年11月8日参・本会議における川合孝典議員に対する法務大臣の答弁

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

(中略)

ちなみに、令和二年の定員合理化五か年計画に基づいて現在人員の削減が各省庁で行われておりますが、司法を取り巻く環境やニーズが大きく変容する現在、人員削減ありきの議論ではなく、法改正と併せて人的基盤の充実強化も議論すべきかと考えます。

定員合理化五か年計画が進む中、今次民法改正に伴って必要となる家庭裁判所の支援体制の強化をどのように図っていくのか、併せて法務大臣にはお伺いします。(後略)

○国務大臣(齋藤健君) 川合孝典議員にお答え申し上げます。(中略)

次に、家庭裁判所の人的基盤の充実強化についてお尋ねがありました。

家庭裁判所の体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えています。したがって、例えば、今後、家庭裁判所の負担が増加し、裁判所の職員が不足するような状況になれば、最高裁判所において、職員の定員を増員するための立法依頼がされるものと思われま

す。法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場か

ら、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいります。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対<sup>大</sup>臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年3月14日(金)衆・法務委

吉川 里奈 議員(参政)

問 事務の効率化や国会のリソースの有効活用といった観点からは、毎年裁判所職員定員法を改正するのではなく、例えば複数年度単位で定員を見直すということも検討すべきではないか、法務大臣の所見を問う。

○ 裁判所職員定員法については、裁判所に法案提出権がないことから、裁判所から各年度の予算案を前提とする立法依頼を受け、司法制度に関する企画及び立案を所管する法務省において、その改正案を提出しているところ。

○ 裁判所職員の定員を複数年度単位など中長期的にまとめて見直すことについては、将来にわたる事件動向等を予測した上で、その事件処理のために必要となる裁判所の人的体制について見通しを立てることが必要となるものであり、その可否を含め、まずは裁判所において検討がなされるべきものと考えている。



- また、事件の適正迅速な処理を図るためには、事件動向を踏まえた人的体制の充実のほか、実務上の運用改善や手続法などの制度改革を含めた総合的な取組が必要であるところ、そうした取組を踏まえた裁判所の人的体制の整備の必要性について、裁判所職員定員法の改正案の審議に際して国会で御審議いただくことにも意義があるものと考えている。

(参考1) 裁判所予算について

裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされ（裁判所法83条）、最高裁判所において財務当局との折衝を経て、その予算原案を内閣に提出する（財政法17条1項）。

(参考2) 立法依頼について

今回の改正法案に係る立法依頼は、令和7年1月10日に行われた。

(参考3) 平成31年3月8日衆・法務委員会における宮崎政久議員に対する政府参考人（司法法制部長）及び最高裁判所長官代理者の答弁

○宮崎委員 毎年、この通常国会で、先ほど指摘したとおり、裁判所の定員に関する法律が上がるわけではありますが、こ

の改正法では、事件の適正かつ迅速な処理を図るためというのを理由として、員数の変更という形で法案が上がってまいります。しかし、法改正や事件動向で変化する司法需要に柔軟に対応して、職員の数について計画的、弾力的に運用するためには、行政機関の職員の定員と同じように定める方が効果的ではないかなというふうに私は考えております。例えば、この法律を所管している法務省として、例えばですけれども、裁判所法若しくは裁判所職員定員法で下級裁判所の裁判官の員数、裁判官以外の裁判所の職員の員数の上限を定めて、毎年具体的な定員数は、例えば最高裁規則に委ねて、機動的、弾力的にこれを対応していくということは検討できないものかどうか。法務省、見解、いかがでしょうか。

- 西山政府参考人 委員御指摘のとおり、行政機関職員定員法と同様に、裁判所職員についても、法律では定員数の最高限度数を定め、具体的な定員数の定めは最高裁判所規則等に委任するといった立法形式をとるとすると、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応、これが可能になるといった長所が認められるところではございます。他方、このような立法形式を導入し、定員数の最高限度数を定めるに当たっては、ある程度中長期的な事件動向等を予測し、必要となる人的体制の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、そうしたことの可否を含め、まずは裁判所において検討がなされるべきものと考えております。ま

た、事件の適正迅速な処理を図るためには、事件動向を踏  
まえた人的体制の充実のほか、実務上の運用改善や手続法  
などの制度改正を含めた総合的な取組が必要である、そう  
いったことから、そうした取組を踏まえた裁判所の人的体  
制の整備の必要性について、裁判所職員定員法の改正案の  
審議に際しまして国会で御審議いただくことにも意義が  
あるものであると考えております。委員御指摘のような立  
法形式を導入するためには、以上申し上げた点を含めまし  
て、さまざまな観点から検討を行うことが必要であると考  
えております。

- 宮崎委員 最高裁は、こういう総定員法のような立法形式で毎年機動的に必要な人員体制を、他の行政官庁と同じように、例えば規則などに委ねるという方式をとることについて、何か見解があれば教えてください。
- 村田最高裁判所長官代理者 お答えを申し上げます。委員御指摘の総定員法のような立法形式をとろうという場合におきまして、法改正や事件動向等の中長期的な予測を行って必要な人的体制の見通しを立てることが必要になるというのは、これは今、法務省から御答弁があったとおりでございまして、裁判所の行うその業務の量はそうした事件動向等に大きく左右されるものでございますので、この見通し、予測というのはなかなか、かなりの困難を伴うということはあるところでございます。他方、裁判官以外の職員の定員につきましては、近年は一貫して定員数を減少

させる改正をお願いしているというような現状もございまして、こういったところも含めまして、委員御指摘のいわゆる総定員法という立法形式を導入する場合に、その前提となります中長期的な事件動向等の予測、そして必要となる人的体制の見通しにつきまして、裁判所としてそういう見通しを立てることができるのかできないのか、その可否を含めまして、必要な検討をしてまいりたいというふうを考えております。

(参照条文)

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（裁判官）

第五条 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項）

第六十五条の二 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。



(裁判所の経費)

第八十三条 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

2 前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 (略)

○ 法務省組織令（昭和二十二年法律第三十四号）

(司法法制課の所掌事務)

第二十条 司法法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法制度に関する企画及び立案に関すること。

二 司法試験制度に関する企画及び立案に関すること。

三以下 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■】